

令和7年4月1日適用

介護予防通所リハビリテーション利用料

◎利用料金

※1単位＝10円です。利用者負担額は介護負担割合証により異なります。以下の表示は1割負担の場合です。
2割負担の場合は、介護報酬対象部分の単位数が2倍となり、3割負担の場合は、3倍となります。

◎基本利用料金表

介護報酬対象	介護予防通所 リハビリテーション費	要支援1		2,268単位/月
		要支援2		4,228単位/月
	長期間のサービス利用について (減算)	通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して12か月を超えた場合で、かつリハビリテーション会議を実施していない場合	要支援 1	120単位/月 減算
			要支援 2	240単位/月 減算

◎加算料金表(該当される方のみ徴収いたします)

介護報酬対象	退院時共同指導加算	病院や診療所の退院前カンファレンスに参加し、利用者の状態等に関する情報を相互に共有した上で、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行い、その内容を通所リハビリテーション計画に反映します。		600単位/回
	科学的介護推進体制加算	①利用者ごとのADL値(日常生活動作の評価)や栄養状態、口腔機能、認知症の状況などに係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること ②必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画を見直し、適切かつ有効にサービスの提供を行うための情報を活用していること		40単位/月
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護職員の総数のうち介護福祉士70%以上の場合	要支援 1	88単位/月
			要支援 2	176単位/月

◎介護職員処遇改善加算(介護報酬にかかる費用に加算されます)

介護職員等 処遇改善加算(Ⅰ)	介護事業所で働く介護職員等の賃金改善を行うための加算。厚生労働大臣が定める基準に適合し、許可された場合に算定する(所定単位数に右記の加算率を乗じた単位数で算定)。	加算率8.6%
--------------------	---	---------

※加算率は施設体制によって変動することがあります。

◎実費相当額料金表(該当される方のみ徴収いたします)

実費相当額	日常生活品費	70円/日	教養娯楽費	80円/日
	昼食・おやつ代	700円/日	おやつ代	50円/回
	紙オムツ	150円/枚	紙パンツ	150円/枚
	尿とりパッド	28円/枚	布オムツ(清拭用)	30円/枚

※日常生活品費…日常生活に最低限必要と考えられる生活用品です(ティッシュペーパー、タオル、シャンプーなど)

※教養娯楽費…趣味や娯楽活動、行事等にかかる費用です。完全寝たきりかつ経口摂取できない方は参加できない為、徴収いたしません。

※昼食とおやつはセット料金です。おやつは14:30以降の提供であり、利用時間によってはおやつを提供ができない場合があります。

※昼食の注文締め切り時間は当日10時までとなっています。そのため、当日10時を過ぎた場合で、かつ急な体調不良等で食事ができなかった場合には、キャンセル料金が発生します。また、食事内容の変更についても10時以降はできません。ご了承下さい。

◎利用料徴収方法

利用料請求	毎月末日締めです。翌月10日頃に請求書を発送します。
利用料徴収	お支払いは、口座自動引落をお勧めしています。もしくは当施設窓口にて現金でお支払い下さい。

※利用料金についてご不明な点や質問等がございましたら、お気軽に通所支援相談員にお尋ねください。

☐ 料金表について説明を受けましたので、通所リハビリテーションの利用に同意します。